



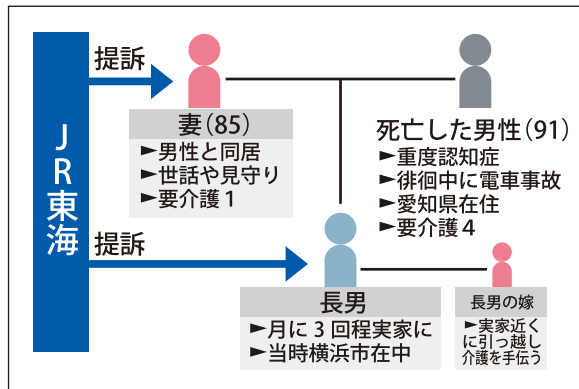
今月のテーマ 「認知症徘徊で鉄道事故と最高裁判決のまとめ」

皆さんもご存じのことと思いますが、平成 19 年にあった愛知県大府市で起こった鉄道事故について内容を下記にまとめてみました。

平成 19 年 12 月 7 日、愛知県大府市で徘徊症状のある男性が電車にはねられ死亡しました。男性は当時「要介護 4」の認定を受けていましたが、同居していた当時 85 歳の妻と長男の嫁が目を見送る際に男性は外出してしまっていました。事故後、JR 東海と遺族は賠償について協議したが合意に至らず、22 年、JR 側が「運行に支障が出た」として遺族に 720 万円の支払いを求めて提訴しました。

平成 28 年 3 月 1 日、最高裁は賠償を命じた 2 審判決を破棄、JR 側の逆転敗訴を言い渡し、判決が確定しました。

今回の裁判では、**監督義務者の責任**が争点になったようです。



“監督義務者の責任” とは？

民法は、責任能力のない精神障害者らが第三者に損害を与えた場合、監督義務者が責任を負うと定められています。一方、義務を怠らなければ例外的に免責される場合もあるようです。

家族の監督責任と判決内容

| 判決 | 死亡した男性の妻 | 長男 |
|-----------------------------------|--|---|
| 1 審 妻と長男に 720 万支払い命令 | 有 男性から目を離した過失があった。監督は不十分で、賠償責任を負う。 | 有 介護体制を最終的に決める事実上の監督者が義務を怠った。賠償責任を負う。 |
| 2 審 妻に 360 万支払い命令 | 有 配偶者として生活全般に配慮し介護・監督する義務があり、賠償責任を負う。 | 無 男性とは 20 年以上別居しており、賠償責任を負わせる監督者にはあたらない。 |
| 最高裁 棄却 | 無 同居している配偶者だからといって監督義務者にあたるとはいえない。家族に監督義務があるかどうかは生活状況など総合的に考慮すべき。 | |

高齢者の 4 人に 1 人が認知症とその予備軍とされており、2015 年現在で約 520 万人いると厚労省は推計しています。また、2025 年には約 700 万人まで増加する見込みです。

今回の高裁判決は、高齢化が進み認知症になる人が増える中で、家族にだけ負担を負わせないで問題の解決を図ろうとした点で評価されています。一方で、認知症の介護に積極的に関わる人ほど責任を負うリスクが高まる懸念があり、今回の判決だけで賠償をめぐる問題が解決できたわけではありません。

この鉄道事故の報道から、認知症患者のご家族にはただならぬご苦労があるという事を強く感じました。それを受けて、私たちはご家族の負担を少しでも軽減できるよう、そして患者さまにとっても安心した生活が送れるよう、皆様のお役に立てる製品を開発してまいりたい改めて思いました。

